



市章

彦根市公報

令和6年(2024年)1月15日

第1908号

月曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 条例

- 29 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 1
- 30 彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例..... 2
- 31 彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例および彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 ... 15
- 32 彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 16
- 33 彦根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 16
- 34 夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例を廃止する条例 19

○ 規則

- 62 彦根市医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 20
- 63 夢京橋あかり館の管理運営に関する規則を廃止する規則 26
- 64 彦根市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 27
- 65 彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 28

○ 告示

- 264 予算の要領の公表..... 47
- 265 彦根市農地利用地域計画検討委員会設置要綱 48
- 266 自転車等の移動および保管..... 49
- 267 彦根市集会所設置等事業補助金交付要綱の一部改正 49

○ 公告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 64
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 65
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 65
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 65
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 65

○ 農業委員会告示

- 15 彦根市農業委員会定期総会の招集 66

○ 水道事業告示

- 28 彦根市指定給水装置工事事業者の指定 66

条例

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第29号

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和32年彦根市条例第43号)の一部を

次のように改正する。

第 5 条ただし書中「、「100 分の 162.5」を「「100 分の 162.5」と、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に、「「100 分の 162.5」と、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」を「、「100 分の 167.5」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「、「100 分の 162.5」を「「100 分の 162.5」と、「100 分の 125」とるのは「100 分の 172.5」に改める。

第 4 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に、「「100 分の 162.5」と、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」を「、「100 分の 167.5」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条および第 4 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)および第 3 条の規定による改正後の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例または第 3 条の規定による改正前の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 30 号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「50,800 円」を「51,100 円」に改める。

第 22 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 120」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 125」を加え、同条第 3 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 67.5」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 70」を加える。

第 23 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 100」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 105」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 47.5」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 50」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400

37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	

77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300		
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600		
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800		
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000		
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300		
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600		
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800		
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000		
94		295, 900	343, 600				
95		296, 200	344, 100				
96		296, 600	344, 500				
97		296, 800	344, 700				
98		297, 100	345, 100				
99		297, 500	345, 500				
100		297, 900	345, 800				
101		298, 100	346, 100				
102		298, 400	346, 500				
103		298, 800	346, 900				
104		299, 100	347, 300				
105		299, 300	347, 800				
106		299, 600	348, 200				
107		300, 000	348, 600				
108		300, 300	349, 000				
109		300, 500	349, 500				
110		300, 900	349, 900				
111		301, 300	350, 200				
112		301, 600	350, 500				
113		301, 800	351, 000				
114		302, 000					
115		302, 300					

	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 28 条に規定する職員を除く。

別表第 3 および別表第 4 を次のように改める。

別表第 3(第 3 条関係)

教育職給料表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900

	19	211, 600	228, 600	341, 600	433, 100
	20	213, 500	229, 900	343, 600	434, 400
	21	215, 700	231, 600	345, 600	435, 500
	22	217, 300	233, 300	347, 200	436, 700
	23	218, 800	235, 000	348, 800	438, 000
	24	220, 300	236, 600	350, 300	439, 300
	25	221, 800	238, 100	351, 800	440, 600
	26	222, 900	240, 100	353, 600	441, 800
	27	224, 000	242, 000	355, 300	442, 800
	28	225, 200	243, 900	357, 000	443, 900
	29	226, 700	245, 600	358, 600	445, 100
	30	228, 200	248, 000	360, 200	445, 900
	31	229, 700	250, 400	361, 800	446, 700
	32	231, 200	252, 800	363, 300	447, 600
	33	232, 500	255, 200	364, 600	448, 500
	34	234, 100	257, 600	366, 100	449, 000
	35	235, 800	259, 900	367, 600	449, 500
	36	237, 200	262, 100	369, 300	450, 000
	37	238, 500	264, 300	371, 000	450, 500
	38	239, 900	266, 500	372, 500	
	39	241, 300	268, 900	373, 800	
	40	242, 700	271, 000	375, 200	
	41	244, 000	273, 300	376, 300	
	42	245, 300	275, 600	377, 700	
	43	246, 500	277, 800	379, 100	
	44	247, 800	279, 900	380, 600	
	45	249, 100	282, 000	382, 000	
	46	250, 400	284, 200	383, 600	
	47	251, 600	286, 300	385, 100	
	48	252, 700	288, 200	386, 600	
	49	253, 800	290, 300	387, 900	
	50	255, 100	292, 000	389, 400	
	51	256, 400	293, 800	390, 800	
	52	257, 400	295, 500	392, 100	
	53	258, 500	296, 800	393, 300	
	54	259, 900	298, 800	394, 600	
	55	260, 900	300, 700	395, 700	
	56	261, 900	302, 700	396, 800	
	57	262, 900	304, 700	398, 000	

58	263,900	306,800	399,200	
59	264,900	309,000	400,400	
60	265,900	311,200	401,600	
61	266,800	313,300	402,700	
62	267,500	315,600	403,700	
63	268,200	317,800	405,000	
64	268,800	319,900	406,200	
65	269,500	322,000	407,400	
66	270,700	323,500	408,500	
67	271,800	325,000	409,600	
68	272,900	326,500	410,700	
69	274,200	328,200	411,700	
70	275,600	330,200	412,900	
71	276,800	332,200	414,100	
72	278,000	334,100	415,300	
73	278,800	335,900	415,900	
74	279,700	337,900	416,700	
75	280,700	339,800	417,400	
76	281,700	341,700	417,900	
77	282,600	343,400	418,200	
78	283,600	345,200	418,600	
79	284,700	346,900	419,000	
80	285,500	348,600	419,400	
81	286,300	350,400	419,700	
82	287,100	352,100	420,100	
83	287,900	353,500	420,500	
84	288,700	355,100	420,800	
85	289,600	356,300	421,100	
86	290,400	357,900	421,500	
87	291,100	359,400	421,900	
88	291,900	360,900	422,200	
89	292,800	362,200	422,500	
90	293,700	363,500	422,800	
91	294,600	364,800	423,100	
92	295,300	366,200	423,300	
93	295,600	367,600	423,500	
94	296,300	368,900		
95	297,000	370,100		
96	297,700	371,200		

97	298, 400	372, 200		
98	299, 200	373, 200		
99	300, 000	374, 200		
100	300, 700	375, 100		
101	301, 400	375, 900		
102	301, 800	376, 900		
103	302, 200	377, 800		
104	302, 600	378, 700		
105	302, 800	379, 500		
106	303, 100	380, 400		
107	303, 400	381, 300		
108	303, 600	382, 200		
109	303, 800	383, 000		
110	304, 000	384, 000		
111	304, 300	384, 900		
112	304, 600	385, 800		
113	304, 800	386, 400		
114	305, 000	387, 300		
115	305, 200	388, 200		
116	305, 500	389, 100		
117	305, 800	389, 900		
118	306, 000	390, 600		
119	306, 300	391, 400		
120	306, 600	392, 200		
121	306, 800	392, 800		
122	307, 000	393, 600		
123	307, 200	394, 300		
124	307, 500	395, 000		
125	307, 800	395, 600		
126		396, 300		
127		396, 800		
128		397, 400		
129		398, 100		
130		398, 700		
131		399, 200		
132		399, 700		
133		400, 000		
134		400, 300		
135		400, 600		
136		400, 900		

		137		401, 200		
		138		401, 500		
		139		401, 800		
		140		402, 100		
		141		402, 400		
		142		402, 700		
		143		403, 000		
		144		403, 300		
		145		403, 500		
		146		403, 800		
		147		404, 100		
		148		404, 300		
		149		404, 500		
		150		404, 800		
		151		405, 100		
		152		405, 300		
		153		405, 500		
		154		405, 800		
		155		406, 100		
		156		406, 300		
		157		406, 500		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	
		226, 200	272, 100	325, 500	406, 600	

備考

- 1 この表は、小・中学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭および養護助教諭に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 4(第 3 条関係)

幼児教育職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	176, 900	223, 400	264, 400	284, 900	323, 100
	2	178, 100	225, 100	265, 900	286, 300	325, 300
	3	179, 300	226, 900	267, 300	287, 800	327, 500
	4	180, 500	228, 600	268, 700	289, 100	329, 500

	5	181, 400	230, 300	269, 600	290, 500	331, 500
	6	182, 900	232, 000	270, 800	292, 200	333, 500
	7	184, 300	233, 700	272, 100	294, 000	335, 400
	8	185, 700	235, 000	273, 400	295, 800	337, 300
	9	186, 800	236, 700	274, 400	297, 500	339, 200
	10	188, 200	238, 200	275, 500	299, 400	341, 200
	11	189, 600	239, 500	276, 700	301, 400	343, 200
	12	191, 000	240, 700	277, 600	303, 200	345, 200
	13	192, 400	242, 000	278, 500	304, 400	347, 000
	14	193, 700	243, 300	279, 700	306, 500	349, 000
	15	195, 100	244, 600	281, 000	308, 500	350, 900
	16	196, 400	245, 800	282, 300	310, 400	352, 800
	17	197, 800	247, 000	283, 600	312, 300	354, 500
	18	199, 100	248, 200	285, 200	314, 000	356, 500
	19	200, 400	249, 300	286, 800	315, 600	358, 300
	20	201, 500	250, 300	288, 200	317, 300	360, 200
	21	202, 500	251, 000	289, 400	319, 000	362, 100
	22	204, 100	252, 100	291, 100	321, 100	364, 000
	23	205, 700	253, 300	292, 400	323, 100	365, 900
	24	207, 100	254, 400	293, 900	324, 900	367, 800
	25	208, 700	255, 600	295, 600	326, 800	369, 700
	26	210, 100	257, 200	296, 900	328, 700	371, 600
	27	211, 500	258, 700	298, 400	330, 500	373, 500
	28	212, 900	260, 200	299, 900	332, 300	375, 400
	29	214, 600	261, 600	300, 900	334, 100	376, 900
	30	215, 800	262, 800	302, 100	336, 100	378, 700
	31	217, 200	263, 900	303, 500	338, 000	380, 500
	32	218, 300	265, 200	304, 700	339, 900	382, 100
	33	219, 400	266, 300	305, 900	341, 500	383, 800
	34	220, 700	267, 300	307, 400	343, 400	385, 200
	35	221, 900	268, 500	308, 700	345, 100	386, 600
	36	222, 900	269, 500	310, 100	346, 800	388, 000
	37	223, 900	270, 500	311, 600	348, 000	389, 400
	38	225, 000	271, 700	313, 000	349, 900	390, 600
	39	226, 100	272, 700	314, 400	351, 800	391, 800
	40	227, 100	273, 800	315, 900	353, 600	392, 800
	41	228, 000	274, 900	317, 200	355, 500	393, 900
	42	228, 700	276, 200	318, 700	357, 300	395, 100
	43	229, 500	277, 700	320, 200	359, 000	396, 200
	44	230, 300	279, 000	321, 500	360, 700	397, 300

	45	231, 000	280, 400	322, 500	362, 400	398, 000	
	46	231, 800	281, 800	323, 700	363, 800	398, 700	
	47	232, 700	283, 200	324, 900	365, 200	399, 400	
	48	233, 400	284, 600	326, 100	366, 600	400, 100	
	49	234, 000	286, 000	327, 100	367, 600	400, 700	
	50	234, 900	287, 200	328, 100	368, 700	401, 300	
	51	235, 900	288, 400	328, 900	369, 700	401, 800	
	52	236, 600	289, 700	329, 900	370, 800	402, 200	
	53	237, 000	290, 700	330, 600	371, 500	402, 600	
	54	238, 000	291, 800	331, 300	372, 100	402, 900	
	55	238, 600	292, 900	332, 000	372, 800	403, 200	
	56	239, 200	293, 900	332, 800	373, 600	403, 500	
	57	239, 900	295, 100	333, 400	374, 400	403, 800	
	58	240, 600	296, 400	333, 900	375, 200	404, 100	
	59	241, 300	297, 700	334, 500	376, 000	404, 400	
	60	241, 900	299, 000	335, 000	376, 700	404, 700	
	61	242, 500	300, 100	335, 400	377, 500	405, 000	
	62	243, 000	301, 500	335, 600	378, 200	405, 300	
	63	243, 500	302, 700	336, 100	378, 900	405, 600	
	64	244, 000	304, 100	336, 600	379, 500	405, 900	
	65	244, 600	305, 200	336, 900	379, 800	406, 200	
	66	245, 400	306, 400	337, 300	380, 400	406, 500	
	67	246, 300	307, 500	337, 800	381, 000	406, 800	
	68	247, 000	308, 600	338, 200	381, 700	407, 100	
	69	247, 900	309, 300	338, 700	382, 100	407, 300	
	70	248, 800	310, 400	339, 200	382, 800	407, 600	
	71	249, 600	311, 600	339, 600	383, 400	407, 900	
	72	250, 200	312, 800	340, 100	384, 000	408, 100	
	73	250, 800	314, 100	340, 300	384, 400	408, 300	
	74	251, 700	314, 800	340, 800	385, 000	408, 600	
	75	252, 500	315, 400	341, 300	385, 600	408, 900	
	76	253, 200	316, 000	341, 700	386, 200	409, 100	
	77	253, 900	316, 700	342, 000	386, 600	409, 300	
	78	254, 800	317, 400	342, 400	387, 100		
	79	255, 700	318, 000	342, 900	387, 600		
	80	256, 300	318, 600	343, 300	388, 200		
	81	257, 000	318, 900	343, 500	388, 700		
	82	257, 500	319, 200	343, 800	389, 100		
	83	258, 100	319, 800	344, 300	389, 500		

84	258,700	320,100	344,700	389,900	
85	259,300	320,400	345,000	390,100	
86	260,100	320,700	345,300	390,300	
87	260,800	321,000	345,800	390,600	
88	261,500	321,300	346,200	390,900	
89	262,000	321,700	346,500	391,100	
90	262,800	322,100	346,900	391,400	
91	263,600	322,400	347,300	391,700	
92	264,300	322,600	347,500	391,900	
93	264,700	323,100	347,800	392,100	
94	265,200	323,500			
95	265,700	323,700			
96	266,400	324,100			
97	267,100	324,500			
98	267,800	324,900			
99	268,500	325,300			
100	269,200	325,600			
101	269,600	325,800			
102	270,100	326,100			
103	270,500	326,400			
104	270,900	326,700			
105	271,100	327,100			
106	271,300	327,300			
107	271,600	327,600			
108	271,900	328,000			
109	272,200	328,400			
110	272,500	328,700			
111	272,800	329,100			
112	273,000	329,400			
113	273,300	329,700			
114	273,600	330,100			
115	273,900	330,400			
116	274,300	330,600			
117	274,600	330,800			
118	274,900	331,100			
119	275,300	331,500			
120	275,700	331,900			
121	275,900	332,100			
122	276,100				

	123	276,500				
	124	276,800				
	125	277,000				
	126	277,300				
	127	277,700				
	128	278,100				
	129	278,300				
	130	278,700				
	131	279,100				
	132	279,400				
	133	279,600				
	134	279,900				
	135	280,300				
	136	280,600				
	137	280,800				
	138	281,100				
	139	281,400				
	140	281,700				
	141	281,900				
	142	282,100				
	143	282,300				
	144	282,600				
	145	283,000				
	146	283,200				
	147	283,500				
	148	283,800				
	149	284,100				
	150	284,300				
	151	284,600				
	152	284,800				
	153	285,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		202,500	242,000	256,300	289,400	316,200

備考 この表の適用を受ける職員は、次のとおりとする。

- (1) 保育園に勤務する園長、主任保育士、副主任保育士、主査、副主査および保育士
- (2) 幼稚園に勤務する園長、主任教諭、主査、副主査および教諭
- (3) 子ども未来部に勤務する課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主務、副主査、副主務、主任主事、保育士および教諭。ただし、課長、主幹、課長補佐、副主

幹、係長、主査、主務、副主査、副主務および主任主事は、幼児教育に従事する職員に限る。

第 2 条 彦根市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 125」を「100 分の 122.5」に改め、同条第 3 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 67.5、12 月に支給する場合には 100 分の 70」を「100 分の 68.75」に改める。

第 23 条第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合には 100 分の 100、12 月に支給する場合には 100 分の 105」を「100 分の 102.5」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合には 100 分の 47.5、12 月に支給する場合には 100 分の 50」を「100 分の 48.75」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 25 年彦根市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第 8 条第 2 項中「100 分の 165」と」の次に「、100 分の 125」とあるのは「100 分の 175」と」を加える。

第 4 条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 170」に改め、「、100 分の 125」とあるのは「100 分の 175」と」を削る。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条および第 4 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定および第 3 条の規定による改正後の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の彦根市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第 3 条の規定による改正前の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例および彦根市第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 31 号

彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例および彦根

市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例(令和元年彦根市条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第1条および第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第9条の2 任期の定めが6月以上(これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。)の第1号会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)には、給与条例第23条の規定の例により、勤勉手当を支給する。

第12条から第14条までの規定(見出しを含む。)中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

(彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第2条 彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例(令和元年彦根市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 勤勉手当

第5条第2項中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第32号

彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

彦根市医療費の助成に関する条例(平成15年彦根市条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「乳幼児等」を「子ども等」に改める。

第1条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 子ども 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者

イ 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者

第2条第12号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第2章の章名中「乳幼児等」を「子ども等」に改める。

第2条の2、第3条第2項第1号、第4条第1項および第8条第2項中「乳幼児」を「子ども」に改める。

付 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の彦根市医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

彦根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第 33 号

彦根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

彦根市道路占用料徴収条例(昭和 29 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 2 条、第 3 条関係)

占用物件		単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号 に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	570 円
	第 2 種電柱		870 円
	第 3 種電柱		1,200 円
	第 1 種電話柱		510 円
	第 2 種電話柱		810 円
	第 3 種電話柱		1,100 円
	その他の柱類		51 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	5 円
	地下に設ける電線その他の線類		3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	490 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	300 円
	変圧塔その他これに類するものおよ び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,000 円
	郵便差出箱および信書便差出箱		420 円
	広告塔	表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	1,800 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	1,000 円
法第 32 条第 1 項第 2 号 に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルに つき 1 年	21 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル 未満のもの		30 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル 未満のもの		45 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル 未満のもの		61 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル 未満のもの		91 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル 未満のもの		120 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル 未満のもの		210 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル 未満のもの		300 円
	外径が 1 メートル以上のもの		610 円
法第 32 条第 1 項第 3 号 に掲げる施設	自 動 法第 2 条第 2 項 運 行 第 5 号に規定 補 助 する自動運行 施設 装置による検 知の対象として 設置する導線 その他の線 類	地下に設ける もの その他のもの	長さ 1 メートルに つき 1 年
			3 円
			10 円
	道路の構造または交通の状況 を表示する標示柱その他の柱	1 本につき 1 年	810 円

		類			
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510 円
			地下に設けるもの		300 円
	その他のもの			1,000 円	
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000 円	
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額		
		階数が 2 のもの			
		階数が 3 以上のもの			
	上空に設ける通路			900 円	
	地下に設ける通路			540 円	
	その他のもの			1,000 円	
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	18 円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	180 円	
道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「政令」という。)第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180 円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800 円	
	標識		1 本につき 1 年	810 円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	18 円	
		その他のもの	1 本につき 1 月	180 円	
	幕(政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18 円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180 円	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,800 円	
		その他のもの		900 円	
	政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000 円
政令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0.031 を乗じて得た額	
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設および同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	180 円	
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物および同条第 7 号に掲げる施設				100 円	
政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	A に 0.012 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			A に 0.017 を乗じて得た額	

	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの	A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの	A に 0.007 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額
政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		A に 0.015 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.011 を乗じて得た額
政令第 7 条第 10 号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.011 を乗じて得た額
政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.015 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.031 を乗じて得た額
政令第 7 条第 12 号に掲げる器具			A に 0.025 を乗じて得た額
政令第 7 条第 13 号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A に 0.015 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.031 を乗じて得た額
政令第 7 条第 14 号に掲げる施設			A に 0.031 を乗じて得た額

付 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用料(占用許可の期間が令和 6 年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和 6 年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 34 号

夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例を廃止する条例

夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 2 号)は、廃止する。

付 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の規定による廃止前の夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づく指定を受けた法人その他の団体の役員および職員であつた者に係る旧条例第 15 条第 3 項の規定による管理業務(旧条例第 10 条第 1 項に規定する「管理業務」をいう。以下同じ。)に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または

不当な目的に使用してはならない義務および旧条例第15条第4項の規定による管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

規則

彦根市医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月19日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第62号

彦根市医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市医療費の助成に関する条例施行規則(昭和50年彦根市規則第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「乳幼児等」を「子ども等」に改める。

第2章の章名中「乳幼児等」を「子ども等」に改める。

第4条ただし書中「乳幼児」を「子ども(条例第2条第1号に規定する子どもをいう。以下同じ。)」に改める。

第5条第1項中「福祉医療費受給券交付申請書(乳幼児用)」を「福祉医療費受給券交付申請書」に、「乳幼児に」を「子どもに」に、「乳幼児を」を「乳幼児(条例第2条第1号アに規定する者をいう。)を」に改める。

別記様式第1号その1中「(乳幼児)」を「(子ども[㊦])」に、「平成28年4月」を「令和6

「
年4月」に、

乳幼児

を

子ども (出生の日から6歳に達する日以後の最初の 3月31日まで)

」
に改め、同様式その4を同様式その5とし、同様式その3を同様式その

4とし、同様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

別記

様式第1号(第3条関係)

その2

(表)

滋賀県内のみ有効				
㊦福祉医療費受給券(子ども [㊧])				
令和6年4月改正				
福祉番号		受給者番号		
受給者	居住地			
	氏名			
	生年月日			
有効期間				

発 行 機 関 の 長 お よ び 印	滋賀県 彦 根 市 長 印
交 付 年 月 日	
自 己 負 担 金	無

彦根市役所 T E L 0749-22-1411

(裏)

注 意 事 項

- 1 この券は、保険医療機関等で医療を受けたとき、医療費の自己負担相当分を公費負担されるための券ですので、大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等で受療するときは、必ずこの券を提示してください。
- 3 この券の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長へ届け出るとともに、受給中の保険医療機関等に届け出てください。
- 4 この券を破損し、汚損し、または亡失したときは、市長から再交付を受けてください。
- 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券を速やかに市長に返してください。ただし、有効期間が経過したときは、この券を破棄することができます。
- 6 この券では、入院時の食事代の負担、文書料、交通費、容器代および室料差額等の経費は、公費負担されません。
- 7 この券は、他人に譲り渡すことはできません。

福祉医療費助成番号

県事業	40	子ども 〔 15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に 達する日以後の最初の 3 月 31 日まで 〕
-----	----	--

別記様式第 3 号および別記様式第 3 号の 2 を次のように改める。

様式第 3 号(第 5 条関係)
その 1

福祉医療費受給券交付申請書(子ども乳用)

保 護 者 (申請者)	(フリガナ)		性別	生年月日	助成対象者との続柄〔 〕 □児童手当受給者 □主たる生計維持者
	氏 名		男・女	年 月 日	
配 偶 者	(フリガナ)		性別	生年月日	住 所 ※申請者と異なる場合のみ記載
	氏 名		男・女	年 月 日	
氏 名		性別	生年月日	住 所 ※申請者と異なる場合のみ記載	加入医療保険
助 成 対 象 者	第 子	(フリガナ)	男・女	年 月 日 (歳)	□彦根市国保 □その他()
	第 子	(フリガナ)	男・女	年 月 日 (歳)	□彦根市国保 □その他()
	第 子	(フリガナ)	男・女	年 月 日 (歳)	□彦根市国保 □その他()
	第 子	(フリガナ)	男・女	年 月 日 (歳)	□彦根市国保 □その他()

上記のとおり、福祉医療費受給券の交付を申請します。

この申請に当たり、申請時および受給期間中に助成対象者の属する世帯の構成および異動の状況について調査し、公簿等を確認することに同意します。

また、医療の給付を受けた助成対象者に係る高額療養費または附加給付を当該保険者または共済組合から支給されたときは、彦根市の指定する方法により、当該給付を受けた福祉医療費から支払われた高額療養費または附加給付相当額を返還することを確約します。

なお、助成対象者が彦根市国民健康保険に加入中に、保険者から高額療養費を支給されるときは、福祉医療費に係る分の申請および受領について、彦根市長に委任します。

年 月 日

彦根市長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話

※申請者の自署の場合は押印不要

様式第 3 号(第 5 条関係)
その 2

福祉医療費受給券交付申請書(子ども[㊤]用)

保 護 者 (申 請 者)	(フリガナ)		性別	生年月日	助成対象者との続柄〔 〕 □児童手当受給者 □主たる生計維持者
	氏 名		男・女	年 月 日	
配 偶 者	(フリガナ)		性別	生年月日	住 所 ※申請者と異なる場合のみ記載
	氏 名		男・女	年 月 日	
氏 名		性別	生年月日	住 所 ※申請者と異なる場合のみ記載	加入医療保険
助 成 対 象 者	第 子	(フリガナ)	男・女	年 月 日 (歳)	□彦根市国保 □その他()
	第 子	(フリガナ)	男・女	年 月 日 (歳)	□彦根市国保 □その他()
	第 子	(フリガナ)	男・女	年 月 日 (歳)	□彦根市国保 □その他()
	第 子	(フリガナ)	男・女	年 月 日 (歳)	□彦根市国保 □その他()

上記のとおり、福祉医療費受給券の交付を申請します。

この申請に当たり、申請時および受給期間中に助成対象者の属する世帯の構成および異動の状況について調査し、公簿等を確認することに同意します。

また、医療の給付を受けた助成対象者に係る高額療養費または附加給付を当該保険者または共済組合から支給されたときは、彦根市の指定する方法により、当該給付を受けた福祉医療費から支払われた高額療養費または附加給付相当額を返還することを確約します。

なお、助成対象者が彦根市国民健康保険に加入中に、保険者から高額療養費を支給されるときは、福祉医療費に係る分の申請および受領について、彦根市長に委任します。

年 月 日

彦根市長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話

※申請者の自署の場合は押印不要

様式第3号の2(第5条関係)

その1

福祉医療費受給券(交付／更新)申請書

○下記太枠内に必要事項を記入し、押印の上、裏面の添付書類を添えて提出してください。

○個人番号の欄は、有効始期が本年1月～7月である場合は前年、8月～12月である場合は本年の1月1日時点で彦根市に住所を有していなかった場合のみ記入してください。

		氏名		性 別		住所		加入医療保険		
				生年月日						
① 助成対象者	A 本人 (母・父等)			男 ・ 女		彦根市		☐ 彦根市国保 ☐ その他		
				年 月 日						
	個人番号							1月1日 時点住所		
	B 母18歳未満の扶養する	続柄			男 ・ 女		☐ A 本人と同じ		☐ 彦根市国保 ☐ その他	
					年 月 日					
					男 ・ 女		☐ A 本人と同じ		☐ 彦根市国保 ☐ その他	
					年 月 日					
					男 ・ 女		☐ A 本人と同じ		☐ 彦根市国保 ☐ その他	
					年 月 日					
					男 ・ 女		☐ A 本人と同じ		☐ 彦根市国保 ☐ その他	
			年 月 日							
②配偶者				男 ・ 女		☐ A 本人と同じ				
				年 月 日						
個人番号							1月1日 時点住所			
③扶 養 義務者				男 ・ 女		☐ A 本人と同じ				
				年 月 日						

上記のとおり、福祉医療費受給券の交付(更新)を申請します。

この申請に当たり、申請時、受給期間中および更新時の助成対象者、配偶者および扶養義務者に関する所得額、税額等の状況ならびに世帯の構成および異動の状況、助成対象者の障害等級その他の受給資格に係る項目について調査し、公簿等を確認すること(個人番号制度による情報連携を含む。)に同意します。

また、医療の給付を受けた助成対象者に係る高額療養費または附加給付を当該保険者または共済組合から支給されたときは、彦根市の指定する方法により、当該給付を受けた福祉医療費から支払われた高額療養費または附加給付相当額を返還することを確約します。

なお、助成対象者が彦根市国民健康保険または滋賀県後期高齢者医療保険に加入中に、各保険者から高額療養費を支給されるときは、福祉医療費に係る分の申請および受領について、彦根市長に委任します。

彦根市長 様

年 月 日

④申請者

住 所

氏 名

印

電 話

※申請者の自署の場合は押印不要

(裏面)

【添 付 書 類】

この申請書は、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって市長が確認することができる場合(個人番号制度による情報連携を含む。)は、当該書類を省略することができます。

- (1) 助成対象者本人および児童が現在加入している健康保険証等の写し(彦根市国民健康保険に加入している場合を除く。)
- (2) 助成対象者本人、配偶者および扶養義務者の所得および課税区分が彦根市において確認できない場合は、その方の課税(非課税)証明書
- (3) 身体障害者手帳または療育手帳を所持し、その程度に基づく申請である場合は、各種手帳の写し
- (4) 知的障害者(療育手帳所持者は除く。)の場合は、児童相談所または更正相談所が発行した判定書もしくは判定証明書
- (5) ひとり親家庭の場合は、母子・父子自立支援員または民生委員(児童委員)が証明した別記様式第 4 号による証明書(現に児童扶養手当、遺族基礎年金等の受給により、ひとり親家庭の確認ができる場合は、添付書類の必要はありません。)
- (6) ひとり暮らし寡婦またはひとり暮らし高齢寡婦の場合は、別記様式第 5 号によるひとり暮らし寡婦(高齢寡婦)申立書
- (7) 成年後見人等による申請の場合は、登記事項証明書の写し

【記 入 方 法】

この用紙は、福祉医療費受給券交付申請または福祉医療費受給券更新申請をする際に使用してください。
受給券の交付申請をする場合は、標題の更新の字句を抹消して提出してください。
受給券の更新申請をする場合は、標題の交付の字句を抹消して提出してください。

①の欄

「A 本人」欄は、助成対象者本人について記入してください。ひとり親家庭の場合は、18 歳未満の児童を扶養している母・父等について記入してください。

「B 母・父等の扶養する 18 歳未満の児童」欄には、ひとり親家庭の母・父等が現に扶養し、医療費給付の対象となる 18 歳未満の児童について記入してください。ひとり親家庭以外の場合は記入する必要はありません。

なお、「加入医療保険」欄は、記入する必要はありません。

②の欄

「配偶者」欄は、「A 本人」に配偶者がある場合に、その配偶者について記入してください。

③の欄

「扶養義務者」欄は、「A 本人」の父、母、子、孫等の直系血族および兄弟姉妹(民法上の扶養義務者)のうち、以下に当てはまる者で、主として「A 本人」の生計を維持している者について記入してください。

- ・同一住所に住んでいる者(住民票上の世帯を分けている場合も含む。)
- ・「A 本人」を税金の扶養控除の対象としている者
- ・「A 本人」を健康保険の被扶養者としている者

④の欄

「A 本人」欄に記入した者の氏名、住所および連絡先を記入し、押印してください。

ただし、成年後見人等による申請の場合は、成年後見人等の住所、氏名および連絡先を記入し、押印してください。

様式第3号の2(第5条関係)

その2

〔 助成対象者(お子様)の
健康保険証の写し貼付欄 〕

※コピーをA4判で添付される場合は、
この欄に貼り付ける必要はありません。

※被保険者資格証明書を添付される場合は、
コピーを貼り付ける必要はありません。

福祉医療費受給券(交付/更新)申請書(子ども^高用)

申請者宛名番号	
福祉番号	

保護者	氏名	助成対象者との続柄〔 〕				
	住所	☐ 児童手当受給者 ☐ 主たる生計維持者				
助成対象者		生年月日	住 所	加入健康保険 記号・番号・保険者番号・被保険者名	附加 給付	受給者 番号
第 子	(フリガナ)	年 月 日 (歳)		記号・番号	有 ・ 無	
				保険者番号 被保険者名 (続柄)		

上記のとおり、福祉医療費受給券の交付(更新)を申請します。
この申請に当たり、申請時、受給期間中および更新時の助成対象者の属する世帯の構成および異動の状況について調査し、公簿等
を確認することに同意します。
また、医療の給付を受けた助成対象者に係る高額療養費または附加給付を当該保険者または共済組合から支給されたときは、彦根
市の指定する方法により、当該給付を受けた福祉医療費から支払われた高額療養費または附加給付相当額を返還することを確約しま
す。
なお、助成対象者が彦根市国民健康保険に加入中に、保険者から高額療養費を支給されるときは、福祉医療費に係る分の申請およ
び受領について、彦根市長に委任します。

彦根市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日

電 話

※申請者の自署の場合は押印不要

付 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

夢京橋あかり館の管理運営に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年12月19日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第63号

夢京橋あかり館の管理運営に関する規則を廃止する規則

夢京橋あかり館の管理運営に関する規則(平成9年彦根市規則第17号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月19日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第64号

彦根市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(彦根市職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 彦根市職員の給与に関する規則(昭和47年彦根市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「100分の119」を「6月に支給する場合には100分の119」に改め、「以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の124以上100分の210以下」を加え、同項第2号中「100分の107.5」を「6月に支給する場合には100分の107.5」に改め、「未満」の次に「、12月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124未満」を加え、同項第3号中「100分の96」を「6月に支給する場合には100分の96、12月に支給する場合には100分の101」に改め、同項第4号中「100分の87.5」を「6月に支給する場合には100分の87.5」に改め、「以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の92.5以下」を加える。

第27条の2第1項第1号中「100分の49」を「6月に支給する場合には100分の49」に改め、「以上」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.5以上」を加え、同項第2号中「100分の45.5」を「6月に支給する場合には100分の45.5、12月に支給する場合には100分の48」に改め、同項第3号中「100分の43.5」を「6月に支給する場合には100分の43.5」に改め、「以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の46以下」を加える。

第2条 彦根市職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の119以上100分の200以下、12月に支給する場合には100分の124以上100分の210」を「100分の121.5以上100分の205」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の107.5以上100分の119未満、12月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124」を「100分の110以上100分の121.5」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の96、12月に支給する場合には100分の101」を「100分の98.5」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の87.5以下、12月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の90」に改める。

第27条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の49以上、12月に支給する場合には100分の51.5」を「100分の50.25」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の45.5、12月に支給する場合には100分の48」を「100分の46.75」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の43.5以下、12月に支給する場合には100分の46」を「100分の44.75」に改める。

(彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年彦根市規則第24号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「以下」とあるのは「100分の100を超える割合で市長が定めるもの」と、「」の次に「「100分の124以上100分の210以下」とあるのは「100分の105を超える割合で市長が定めるもの」とを、「未満」とあるのは「100分の100を超える割合で市長が定めるもの」との次に「、「100分の112.5以上100分の124未満」とあるのは「100分の105を超える割合で市長が定めるもの」とを、「100分の100」との次に「、「100分の101」とあるのは「100分の105」とを、「100分の91.5以下」との次に「、「100分の92.5以下」とあるのは「100分の96.5以下」とを、「100分の47.5を超える割合で市長が定めるもの」との次に「、「100分の51.5以上」とあるのは「100分の50を超える割合で市長が定めるもの」とを、「100分の47.5」との次に「、「100分の48」とあるのは「100分の

50」とを、「100分の45.5以下」との次に「、「100分の46以下」とあるのは「100分の48以下」と」を加える。

第4条 彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年彦根市規則第24号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「100分の119」を「100分の121.5」に、「100分の200」を「100分の205」に、「100分の100」を「100分の102.5」に改め、「、「100分の124以上100分の210以下」とあるのは「100分の105を超える割合で市長が定めるもの」と」を削り、「100分の107.5」を「100分の110」に改め、「、「100分の112.5以上100分の124未満」とあるのは「100分の105を超える割合で市長が定めるもの」と」を削り、「100分の96」を「100分の98.5」に改め、「、「100分の101」とあるのは「100分の105」と」を削り、「100分の87.5」を「100分の90」に、「100分の91.5」を「100分の94」に改め、「、「100分の92.5以下」とあるのは「100分の96.5以下」と」を削り、「100分の49」を「100分の50.25」に、「100分の47.5」を「100分の48.75」に改め、「、「100分の51.5以上」とあるのは「100分の50を超える割合で市長が定めるもの」と」を削り、「100分の45.5」を「100分の46.75」に改め、「、「100分の48」とあるのは「100分の50」と」を削り、「100分の43.5」を「100分の44.75」に改め、「、「100分の46以下」とあるのは「100分の48以下」と」を削る。

付 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定および第3条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(次項において「改正後の一部改正規則」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 改正後の規則および改正後の一部改正規則を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市職員の給与に関する規則の規定および第3条の規定による改正前の彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則および改正後の一部改正規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月19日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第65号

彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年彦根市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第6および別表第6の2を次のように改める。

別表第6(第16条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1

6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30

54	21	37	38	46	43	30
55	22	38	39	47	44	30
56	22	38	40	48	44	30
57	23	39	41	49	45	31
58	23	39	42	50	45	31
59	24	40	43	51	46	31
60	24	40	44	52	46	31
61	25	41	45	53	47	31
62	25	42	45	54	47	31
63	26	43	45	55	48	31
64	26	44	46	56	48	31
65	27	45	46	57	49	31
66	27	45	46	58	49	31
67	28	46	47	59	50	31
68	28	46	47	60	50	31
69	29	47	47	61	50	31
70	29	47	48	62	50	31
71	29	48	48	63	50	31
72	30	48	48	64	50	31
73	30	49	49	65	50	31
74	30	49	49	66	50	31
75	31	49	49	67	50	31
76	31	49	50	68	50	31
77	31	49	50	68	51	31
78	32	50	50	68	51	32
79	32	50	51	68	51	32
80	32	50	51	68	51	32
81	33	50	51	69	51	32
82	33	50	52	69	51	32
83	33	51	52	69	51	32
84	34	51	52	69	51	32
85	34	51	53	69	51	33
86	34	51	53	70	51	
87	35	51	53	70	51	
88	35	52	53	70	51	
89	35	52	54	71	52	
90	36	52	54	72	52	
91	36	52	54	73	52	
92	36	52	54	74	52	
93	37	53	55	75	53	
94		53	55			
95		53	55			
96		53	55			
97		53	55			
98		54	55			

99		54	55			
100		54	56			
101		54	56			
102		54	56			
103		55	56			
104		55	56			
105		55	56			
106		55	56			
107		55	57			
108		56	57			
109		56	57			
110		56	57			
111		56	57			
112		56	57			
113		56	57			
114		56				
115		56				
116		56				
117		57				
118		57				
119		57				
120		57				
121		57				
122		57				
123		57				
124		57				
125		57				

イ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	2 級(調整)	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1

17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	2	30	1
39	31	3	31	1
40	32	4	32	1
41	33	5	33	1
42	34	6	34	1
43	35	7	35	1
44	36	8	36	1
45	37	9	37	1
46	37	10	38	1
47	38	11	39	1
48	38	12	40	1
49	39	13	41	1
50	39	14	42	1
51	40	15	43	1
52	40	16	44	1
53	41	17	45	1
54	41	18	46	1
55	42	19	47	1
56	42	20	48	1
57	43	21	49	1
58	43	22	50	2
59	44	23	51	3
60	44	24	52	4
61	45	25	53	5
62	45	26	54	6
63	46	27	55	7

64	46	28	56	8
65	47	29	57	9
66	47	30	58	10
67	48	31	59	11
68	48	32	60	12
69	49	33	61	13
70	49	34	62	14
71	50	35	63	15
72	50	36	64	16
73	51	37	65	17
74	51	38	66	18
75	52	39	67	19
76	52	40	68	20
77	53	41	69	20
78	53	42	70	20
79	53	43	71	20
80	54	44	72	20
81	54	45	73	21
82	54	46	74	21
83	55	47	75	21
84	55	48	76	21
85	55	49	77	21
86	56	50	78	22
87	56	51	79	22
88	56	52	80	22
89	57	53	81	22
90	57	54	82	22
91	58	55	83	23
92	58	56	84	23
93	59	57	84	23
94	59	58	84	
95	60	59	84	
96	60	60	84	
97	61	61	84	
98	61	62	84	
99	61	63	84	
100	61	64	84	
101	62	65	84	
102	62	66	85	
103	62	67	86	
104	62	68	87	
105	63	69	87	
106	63	70	88	
107	63	71	89	
108	63	72	90	

109	64	73	91	
110	64	74	92	
111	64	75	93	
112	64	76	93	
113	65	77	93	
114	65	78	93	
115	65	79	93	
116	65	80	93	
117	66	81	93	
118	66	82		
119	66	83		
120	66	84		
121	67	85		
122	67	86		
123	67	87		
124	67	88		
125	68	89		
126		90		
127		91		
128		92		
129		93		
130		94		
131		95		
132		96		
133		96		
134		96		
135		96		
136		96		
137		96		
138		96		
139		96		
140		96		
141		96		
142		96		
143		96		
144		96		
145		96		
146		96		
147		96		
148		96		
149		96		
150		96		
151		96		
152		96		

153		96		
154		96		
155		96		
156		97		
157		98		

ウ 幼児教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	2	1
11	1	1	3	1
12	1	1	4	1
13	1	1	5	1
14	1	1	6	1
15	1	1	7	1
16	1	1	8	1
17	1	1	9	1
18	1	1	10	2
19	1	1	11	3
20	1	1	12	4
21	1	1	13	5
22	1	1	14	6
23	1	1	15	7
24	1	1	16	8
25	1	1	17	9
26	2	2	18	10
27	3	3	19	11
28	4	4	20	12
29	5	5	21	13
30	6	6	22	14
31	7	7	23	15
32	8	8	24	16
33	9	9	25	17
34	10	10	26	18
35	11	11	27	19
36	12	12	28	20
37	13	13	29	21
38	14	14	30	22
39	15	15	31	23
40	16	16	32	24

41	17	17	33	25
42	17	18	33	26
43	18	19	34	27
44	18	20	34	28
45	19	21	35	29
46	19	22	35	30
47	20	23	36	31
48	20	24	36	32
49	21	25	37	33
50	21	26	37	34
51	22	27	38	35
52	22	28	38	36
53	23	29	39	37
54	23	30	39	38
55	24	31	40	39
56	24	32	40	40
57	25	33	41	41
58	26	34	41	41
59	27	35	41	42
60	28	36	42	42
61	29	37	42	43
62	29	38	42	43
63	30	39	43	44
64	30	40	43	44
65	31	41	43	45
66	31	42	44	45
67	32	43	44	46
68	32	44	44	46
69	33	45	45	47
70	33	46	45	47
71	34	47	45	48
72	34	48	45	48
73	35	49	46	49
74	35	50	46	49
75	36	51	46	50
76	36	52	46	50
77	37	53	46	50
78	37	54	46	50
79	38	55	46	50
80	38	56	47	50
81	39	57	47	50
82	39	57	47	50
83	40	57	47	50
84	40	58	47	50
85	41	58	47	51

86	42	58	47	51
87	43	59	48	51
88	44	59	48	51
89	45	59	48	51
90	45	60	48	51
91	46	60	48	51
92	46	60	48	51
93	47	61	48	51
94	47	61		
95	48	62		
96	48	62		
97	49	63		
98	49	63		
99	49	64		
100	50	64		
101	50	65		
102	50	66		
103	51	67		
104	51	68		
105	51	68		
106	52	68		
107	52	68		
108	52	68		
109	53	68		
110	53	68		
111	53	68		
112	53	68		
113	53	68		
114	54	68		
115	54	68		
116	54	68		
117	54	68		
118	54	68		
119	55	68		
120	55	68		
121	55	68		
122	55			
123	55			
124	56			
125	56			
126	56			
127	56			
128	56			
129	57			
130	57			

131	57			
132	58			
133	58			
134	58			
135	59			
136	59			
137	59			
138	59			
139	59			
140	59			
141	59			
142	59			
143	59			
144	59			
145	60			
146	60			
147	60			
148	60			
149	60			
150	60			
151	60			
152	60			
153	60			

別表第 6 の 2(第 17 条の 2 関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	33	17	17	9	9	13
2	33	18	18	10	10	14
3	33	19	19	11	11	15
4	34	20	20	12	12	16
5	35	21	21	13	13	17
6	36	22	22	14	14	18
7	38	23	23	15	15	19
8	39	24	24	16	16	20
9	41	25	25	17	17	21
10	42	26	26	18	18	22
11	43	27	27	19	19	23
12	44	28	28	20	20	24
13	45	29	29	21	21	25
14	46	30	30	22	22	26
15	47	31	31	23	23	27
16	48	32	32	24	24	28
17	49	33	33	25	25	29
18	50	34	34	26	26	30

19	51	35	35	27	27	31
20	52	36	36	28	28	32
21	54	37	37	29	29	34
22	56	38	38	30	30	36
23	58	39	39	31	31	38
24	60	40	40	32	32	40
25	62	41	41	33	33	42
26	64	42	42	34	34	44
27	66	43	43	35	35	46
28	68	44	44	36	36	48
29	71	45	45	37	37	52
30	74	46	46	38	38	56
31	77	47	47	39	39	77
32	80	48	48	40	40	84
33	83	49	49	41	41	85
34	86	50	50	42	42	85
35	89	51	51	43	43	85
36	92	52	52	44	44	85
37	93	54	53	45	45	85
38	93	56	54	46	46	85
39	93	58	55	47	47	85
40	93	60	56	48	48	85
41	93	61	57	49	50	85
42	93	62	58	50	52	85
43	93	63	59	51	54	85
44	93	64	60	52	56	85
45	93	66	63	53	58	85
46	93	68	66	54	60	85
47	93	70	69	55	62	85
48	93	72	72	56	64	85
49	93	77	75	57	66	85
50	93	82	78	58	76	85
51	93	87	81	59	88	85
52	93	92	84	60	92	85
53	93	97	88	61	93	85
54	93	102	92	62	93	85
55	93	107	99	63	93	85
56	93	116	106	64	93	85
57	93	125	113	65	93	85
58	93	125	113	66	93	85
59	93	125	113	67	93	85
60	93	125	113	68	93	85
61	93	125	113	69	93	85
62	93	125	113	70	93	
63	93	125	113	71	93	
64	93	125	113	72	93	

65	93	125	113	73	93	
66	93	125	113	74	93	
67	93	125	113	75	93	
68	93	125	113	80	93	
69	93	125	113	85	93	
70	93	125	113	88	93	
71	93	125	113	89	93	
72	93	125	113	90	93	
73	93	125	113	91	93	
74	93	125	113	92	93	
75	93	125	113	93	93	
76	93	125	113	93	93	
77	93	125	113	93	93	
78	93	125	113	93	93	
79	93	125	113	93	93	
80	93	125	113	93	93	
81	93	125	113	93	93	
82	93	125	113	93	93	
83	93	125	113	93	93	
84	93	125	113	93	93	
85	93	125	113	93	93	
86	93	125	113	93		
87	93	125	113	93		
88	93	125	113	93		
89	93	125	113	93		
90	93	125	113	93		
91	93	125	113	93		
92	93	125	113	93		
93	93	125	113	93		
94	93	125				
95	93	125				
96	93	125				
97	93	125				
98	93	125				
99	93	125				
100	93	125				
101	93	125				
102	93	125				
103	93	125				
104	93	125				
105	93	125				
106	93	125				
107	93	125				
108	93	125				
109	93	125				
110	93	125				

111	93	125				
112	93	125				
113	93	125				
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

イ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	2 級(調整)	3 級
1	9	37	9	57
2	10	38	10	58
3	10	39	11	59
4	11	40	12	60
5	12	41	13	61
6	13	42	14	62
7	14	43	15	63
8	15	44	16	64
9	16	45	17	65
10	17	46	18	66
11	18	47	19	67
12	19	48	20	68
13	20	49	21	69
14	22	50	22	70
15	23	51	23	71
16	24	52	24	72
17	25	53	25	73
18	26	54	26	74
19	27	55	27	75
20	28	56	28	80
21	29	57	29	85
22	30	58	30	90
23	31	59	31	93
24	32	60	32	93
25	33	61	33	93
26	34	62	34	93
27	35	63	35	93
28	36	64	36	93

29	37	65	37	93
30	38	66	38	93
31	39	67	39	93
32	40	68	40	93
33	41	69	41	93
34	42	70	42	93
35	43	71	43	93
36	44	72	44	93
37	46	73	45	93
38	48	74	46	
39	50	75	47	
40	52	76	48	
41	54	77	49	
42	56	78	50	
43	58	79	51	
44	60	80	52	
45	62	81	53	
46	64	82	54	
47	66	83	55	
48	68	84	56	
49	70	85	57	
50	72	86	58	
51	74	87	59	
52	76	88	60	
53	79	89	61	
54	82	90	62	
55	85	91	63	
56	88	92	64	
57	90	93	65	
58	92	94	66	
59	94	95	67	
60	96	96	68	
61	100	97	69	
62	104	98	70	
63	108	99	71	
64	112	100	72	
65	116	101	73	
66	120	102	74	
67	124	103	75	
68	125	104	76	
69	125	105	77	
70	125	106	78	
71	125	107	79	
72	125	108	80	
73	125	109	81	
74	125	110	82	
75	125	111	83	

76	125	112	84	
77	125	113	85	
78	125	114	86	
79	125	115	87	
80	125	116	88	
81	125	117	89	
82	125	118	90	
83	125	119	91	
84	125	120	101	
85	125	121	102	
86	125	122	103	
87	125	123	105	
88	125	124	106	
89	125	125	107	
90	125	126	108	
91	125	127	109	
92	125	128	110	
93	125	129	117	
94	125	130		
95	125	131		
96	125	155		
97	125	156		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125	157		
107	125	157		
108	125	157		
109	125	157		
110	125	157		
111	125	157		
112	125	157		
113	125	157		
114	125	157		
115	125	157		
116	125	157		
117	125	157		
118	125			
119	125			
120	125			

121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

ウ 幼児教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	25	9	17
2	26	26	10	18
3	27	27	11	19
4	28	28	12	20
5	29	29	13	21

6	30	30	14	22
7	31	31	15	23
8	32	32	16	24
9	33	33	17	25
10	34	34	18	26
11	35	35	19	27
12	36	36	20	28
13	37	37	21	29
14	38	38	22	30
15	39	39	23	31
16	40	40	24	32
17	42	41	25	33
18	44	42	26	34
19	46	43	27	35
20	48	44	28	36
21	50	45	29	37
22	52	46	30	38
23	54	47	31	39
24	56	48	32	40
25	57	49	33	41
26	58	50	34	42
27	59	51	35	43
28	60	52	36	44
29	62	53	37	45
30	64	54	38	46
31	66	55	39	47
32	68	56	40	48
33	70	57	42	49
34	72	58	44	50
35	74	59	46	51
36	76	60	48	52
37	78	61	50	53
38	80	62	52	54
39	82	63	54	55
40	84	64	56	56
41	85	65	59	58
42	86	66	62	60
43	87	67	65	62
44	88	68	68	64
45	90	69	72	66
46	92	70	79	68
47	94	71	86	70
48	96	72	93	72
49	99	73	93	74
50	102	74	93	84
51	105	75	93	93

52	108	76	93	93
53	113	77	93	93
54	118	78	93	93
55	123	79	93	93
56	128	80	93	93
57	131	83	93	93
58	134	86	93	93
59	144	89	93	93
60	153	92	93	93
61	153	94	93	93
62	153	96	93	93
63	153	98	93	93
64	153	100	93	93
65	153	101	93	93
66	153	102	93	93
67	153	103	93	93
68	153	121	93	93
69	153	121	93	93
70	153	121	93	93
71	153	121	93	93
72	153	121	93	93
73	153	121	93	93
74	153	121	93	93
75	153	121	93	93
76	153	121	93	93
77	153	121	93	93
78	153	121	93	
79	153	121	93	
80	153	121	93	
81	153	121	93	
82	153	121	93	
83	153	121	93	
84	153	121	93	
85	153	121	93	
86	153	121	93	
87	153	121	93	
88	153	121	93	
89	153	121	93	
90	153	121	93	
91	153	121	93	
92	153	121	93	
93	153	121	93	
94	153			
95	153			
96	153			
97	153			

98	153			
99	153			
100	153			
101	153			
102	153			
103	153			
104	153			
105	153			
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			

- 付 則
(施行期日等)
- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(次項において「改正後の初任給等規則」という。)の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- (経過措置)
- 2 令和 5 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給がこの規則による改正前の彦根市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下この項において「改正前の初任給等規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用または当該異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。
- 3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用または当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

告 示

彦根市告示第 264 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 5 年 12 月 18 日市議会の議決を経た令和 5 年度(2023 年度)彦根市一般会計補正予算(第 6 号)、令和 5 年度(2023 年度)

彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、令和5年度(2023年度)彦根市病院事業会計補正予算(第2号)、令和5年度(2023年度)彦根市水道事業会計補正予算(第1号)、令和5年度(2023年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第1号)および令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第7号)の要領を次のとおり公表する。

令和5年12月18日

彦根市長 和田 裕 行

(以下省略)

彦根市告示第265号

彦根市農地利用地域計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年12月18日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農地利用地域計画検討委員会設置要綱

彦根市人・農地プラン検討会設置要綱(平成24年彦根市告示第151号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第19条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)を策定するため、法第18条第1項に規定する協議の場として彦根市農地利用地域計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 農業の将来の在り方に関する事項
- (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
- (4) その他地域計画の策定に関し、必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業者
- (2) 彦根市認定農業者の会に属する者
- (3) 彦根市農業委員会の委員
- (4) 東びわこ農業協同組合の職員
- (5) 滋賀県湖東農業農村振興事務所の職員
- (6) 滋賀県農地中間管理機構の職員
- (7) 彦根市土地改良連絡協議会に属する者
- (8) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 検討委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長(委員長が定められていないときは、市長。次項および次条第1項において同じ。)が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 検討委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(会議の特例)

第 7 条 委員長は、災害その他会議を招集することができない特別の理由があると認めるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、議事に係る書面を委員に送付し、委員が意見または賛否を書面に記載して議長に提出する方法により会議を開くことができる。

2 前項の場合における前条第 2 項から第 5 項までの規定の適用については、同条第 3 項中「委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とあるのは「委員の過半数から書面の提出がなければ成立しない」と、同条 4 項中「出席委員」とあるのは「書面の提出があった委員」とし、同条第 5 項は適用しない。

(庶務)

第 8 条 検討委員会の庶務は、産業部農林水産課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、令和 5 年 12 月 18 日から施行する。

彦根市告示第 266 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 22 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

2 移動区域

日夏ニュータウン第 2 公園

3 移動日時

令和 5 年 12 月 19 日 午後 3 時から午後 3 時 30 分まで

4 保管場所

彦根市山之脇町 33 番地 1 地先

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第 267 号

彦根市集会所設置等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年12月22日

彦根市長 和田裕行

彦根市集会所設置等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市集会所設置等事業補助金交付要綱(平成18年彦根市告示第124号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 集会所設置事業 次に掲げる事業をいう。

ア 集会所を新築し、または全面改築する事業(次条の規定による交付申請をする日の属する年度の前年度において、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティセンター助成事業として助成の申請をし、かつ、助成の決定を受けることができなかった事業に限る。)

イ 既存の建物を集会所として利用するために購入する事業

第3条第2項中「同項第1号の事業」を「集会所を新築し、もしくは全面改築し、または既存の建物を集会所として利用するために購入する事業」に、「同号」を「同項第1号」に改める。

第7条第2号中「第3条第1項第1号および第2号」を「第3条第1項第3号および第4号」に改める。

別表集会所改修事業の項中「平成12年以前に建築された」を削り、「経費」の次に「(備品整備費を除く。)」を加え、同表集会所耐震改修事業の項中「経費」の次に「(設計監理費を含む。)」を加える。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。